

四日市市告示第125号

四日市市機構集積協力金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月22日

四日市市長 森 智広

四日市市機構集積協力金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市機構集積協力金交付要綱（平成29年四日市市告示第73号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成34年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)